

社会福祉法人指導監査結果

- 1.指導監査実施日 平成26年11月14日（金）
 2.法人名称及び住所 社会福祉法人 ウイズユー
 鳥取市晚稲306
 3.実地・書面の別 実地検査
 4.監査担当課 鳥取市福祉保健部高齢社会課
 5.文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 指摘事項
III-3 会計管理の状況	<p>本部会計の基本金決算額が、平成26年3月31日現在△23,179,184円となっている。本来、基本金はマイナスにならないものであり、最低でも基本財産100万円の計上は必要である。</p> <p>本部会計基本金決算額が、平成16年3月31日現在は、1,000,000円に対して、平成17年3月31日現在は、△8,114,067円、平成18年3月31日現在は、△38,515,438円と会計処理されたことがその原因の発端と考えられる。</p> <p>適正かつ正確な会計処理がなされるよう、その原因を調査し報告すること。(証票書類の保存年限は10年となっている。貴法人経理規定第12条)</p>	
III-3 会計管理の状況	夏季手当の算定期間は、前年12月1日から5月31日までと、年度をまたぐ期間であり、貴法人旧経理規定第48条(賞与引当金)に基づき、12月から3月の期間分については翌年度の決算に引当金として計上すること。	
III-3 会計管理の状況	千代クリーニング工場、きのこセンターA型、きのこセンターB型においては、当期末支払資金残高がマイナスであるにもかかわらず、会計単位間繰入金支出がなされている。資金不足が生じないよう、余剰金の資金管理を適正にすること。	